

## 【オーストラリア】 再生可能エネルギー（電気）法の改正

専門調査員 海外立法情報調査室主任 吉本 紀

\* 電力消費予想の下方修正等に対応して、再生可能電力源による電力目標値を下方修正する法律が成立した。連邦政府は、それでも再生可能電力源は 2020 年までに全電力の 23.5%になると予測している。

### 1 法律の改正

「2015 年再生可能エネルギー（電気）改正法」（Renewable Energy (Electricity) Amendment Act 2015）が、2015 年 5 月 27 日下院に提出され、同年 6 月 2 日に通過、同 23 日に上院で可決、26 日に裁可・施行された。野党は、労働党が賛成し、緑の党が反対した。

オーストラリアでは 2000 年に、電力生産における温室効果ガスの削減を目的として、再生可能電力源による電力生産の毎年の増量目標を設定し、再生可能エネルギー源の維持発展を図るため、「2000 年再生可能エネルギー（電気）法」が制定された。これにより電力事業者に一定の再生可能電力源からの調達を義務付ける制度を骨格とする仕組みを整えた。

その後 2006 年、2009 年、2010 年に増量目標の改定を中心とする一部改正があった（このほか改正には、この目標のカテゴリーを大規模事業と小規模事業に分ける改正、アルミ精錬等エネルギー多消費型貿易産業に義務の一部免除を認める改正もあった）。今回の改正は、増量目標の下方修正（表 1）と、エネルギー多消費型貿易産業に全部免除を認めることを主たる内容とする。

### 2 改正の理由

再生可能電力源からの電力を全電力生産の 20%以上とするというのが一貫した目標であるが、これを実際の計画として使用できる毎年の増量目標として示すため、法律ではギガワット時（GWh）で表している。2020 年の電力消費予想は、2009 年改正当時 300,000GWh であったのが、2015 年には 255,300 GWh と下方修正された。2015 年における設備状況と投資予測からみて、2010 年法の目標を維持すれば 2020 年には 27.6%になる。改正案のように増量趨勢を緩和しても 20%以上（23.5%と予測）を達成できる、というのが理由である。

表 1 再生可能電力源による電力の毎年の増量目標 (GWh)

年	2000 年法	2009 年法	2010 年法	2015 年法
2001	300	同左	同左	同左
2002	1,100			
2003	1,800			
2004	2,600			
2005	3,400			
2006	4,500			
2007	5,600			
2008	6,800			
2009	8,100			
2010	9,500			
2011	2020 年 まで各 年 9,500	14,825	10,400	同左
2012		17,150	12,300	16,763
2013		19,050	14,200	19,088
2014		20,950	16,100	16,950
2015		22,850	18,000	18,850
2016		27,450	22,600	21,431
2017		32,050	27,200	26,031
2018		36,650	31,800	28,637
2019		41,250	36,400	31,244
2020		45,850	41,000	33,850
2021	—	45,000	41,000	33,000
~2030 各年	—	45,000	41,000	33,000

・2010 年法と 2015 年法は大規模発電の目標値。  
2010 年法以降目標のカテゴリーを大規模発電の目標 41,000 と小規模発電の目標 4,000 に 2 分した。  
・2015 年法の 2012~2020 年の値は、前年の実績値による増減調整及び廃炭鉱ガス活用電力の目標値の加算を含む（2010 法第 40 条(1A)~(5)）。  
（典拠）各法律第 40 条。条文見出しは「再生可能資源による電気について要求される GWh」。

### 3 改正の背景と議論

(1) 資源構成と電力システムの特徴 オーストラリアは、エネルギー資源について、生産は石炭・ウラン・天然ガス、消費は石炭・石油・天然ガスが主流を占め、石炭とウランを輸出し石油を輸入する、エネルギー自給率が 300%に近い資源国である。電力は、エネルギー消費の 27%を占め（交通・鉱工業による消費とあわせて 80%超）、石炭と天然ガスのシェアが高いことから温室効果ガスの削減に最も重い責任を負う分野である（鉱工業分野では、労働党政権時の炭素税・鉱物資源利用税の導入と現保守連立政権下での廃止、温室効果ガス削減基金の導入など政策の変遷があった）。他方、電力システムは、「2004年エネルギー市場法」等により、多くは民営化された発電・小売会社が参加する電力市場において、基本的には需給状況で価格変動するメカニズムが採用されている。

(2) 改正の背景 緑の党や環境団体は、20%目標で満足すべきでなく、電力生産状況から見ても（表 2）、本来は投資環境を整えて目標をさらに引き上げることを志向すべきだと主張する。政府与党と労働党は、温室効果ガスの削減は、投資の費用対効果、電力価格、各産業の発展などとの両立が必要であると主張する。背景には、この法律の目標設定が(1)で紹介した特徴に対して過度に影響を及ぼしており、例えば 2011 年前後からの電力需要減、石炭産業や電力多消費産業への影響、2007 年以降の電力価格の上昇、風力・太陽光発電の安定しない設備投資動向などにそれが現れているという問題意識がある。もっとも、2015 年 9 月のターンブル首相就任後、国際機関である緑の気候基金に共同議長を送り出し、国内のクリーンエネルギー金融公庫の融資を再開するなど、再生可能エネルギーに対する政権の姿勢に微妙な変化がみられる。

表 2 電力源別電力生産量 (GWh) の推移

年度	非再生可能電力源				再生可能電力源					合計 A+B	再生可能電力 源率(%) B/A+B
	石炭	天然ガス	石油その他	小計 A	バイオマスその他	風力	水力	太陽光	小計 B		
2001-02	173,268	31,730	2,446	207,444	950	364	16,054	58	17,426	224,870	7.7
2002-03	170,457	29,375	3,453	203,285	1,584	703	16,490	58	18,835	222,120	8.5
2003-04	176,755	30,919	3,206	210,880	1,800	705	16,331	68	18,904	229,784	8.2
2004-05	181,166	23,803	3,275	208,244	3,831	885	15,612	78	20,406	228,650	8.9
2005-06	184,784	22,726	3,575	211,085	3,912	1,713	16,029	90	21,744	232,829	9.3
2006-07	186,744	31,850	3,372	221,966	3,954	2,611	14,517	105	21,186	243,153	8.7
2007-08	184,228	34,956	4,164	223,348	4,597	3,093	12,057	123	19,869	243,217	8.2
2008-09	184,252	37,660	6,968	228,880	2,796	3,824	11,869	156	18,645	247,525	7.5
2009-10	179,793	44,585	6,098	230,476	2,778	5,052	13,549	425	21,803	252,279	8.6
2010-11	172,247	48,996	5,810	227,053	2,102	6,085	16,807	1,530	26,524	253,577	10.5
2011-12	171,722	48,572	3,791	224,084	3,044	6,970	14,083	2,559	26,656	250,740	10.6
2012-13	159,046	51,053	6,410	216,509	3,151	7,960	18,270	3,826	33,207	249,716	13.3
2013-14	151,849	54,394	5,012	211,255	3,512	10,252	18,421	4,858	37,042	248,297	14.9

(出典) 連邦産業科学省「エネルギー統計」第 O 表 <<http://www.industry.gov.au/Office-of-the-Chief-Economist/Publications/Pages/Australian-energy-statistics.aspx>>を基に筆者作成。

参考文献（インターネット情報は 2015 年 12 月 14 日現在である。）

- ・連邦議会の法案サイト <[http://www.aph.gov.au/Parliamentary\\_Business/Bills\\_Legislation/Bills\\_Search\\_Results/Result?bId=r5463](http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bId=r5463)> ; Dick Warburton (Expert Panel), *Renewable Energy Target Scheme*, 2014.8. <[http://retreview.dpmc.gov.au/sites/default/files/files/RET\\_Review\\_Report.pdf](http://retreview.dpmc.gov.au/sites/default/files/files/RET_Review_Report.pdf)> ; 土屋恵司「オーストラリアにおける再生可能エネルギー政策の法的枠組み」『外国の立法』No.225, 2005.8, pp.130-157 <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000397\\_po\\_022511.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000397_po_022511.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>)